

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (3 7)

平成 2 0 年 1 月 1 1 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸



第 1 本書面の目的

- 1 現在、京都大学大学院生命科学研究科にて、本件訴訟における下記表中、
(イ)の事実の有無に関する平成 1 9 年 1 0 月 5 日付鑑定囑託採用決定に基づき本件鑑定が実施されている。

番号	原告らにおいて主張立証すべき事実	立証状況
(ア)	ディフェンシンがイネ内部で大量に生産されること	不明
(イ)	<u>組換えイネ内部で生産された大量のディフェンシンが組換えイネの外部に漏出すること</u>	鑑定中
(ウ)	「組換えイネ外部に漏出したディフェンシン」は、自然界において既に存在するいかなるディフェンシンとも全く異なったものであること	なし
(エ)	組換えイネ外部に漏出したディフェンシンが水中や土壌に漏出する	なし

	こと	
(オ)	組換えイネ外部に漏出したディフェンシンが様々な菌と接触すること	なし
(カ)	組換えイネ外部に漏出したディフェンシンの耐性菌が出現すること	なし
(キ)	本件圃場の外部にディフェンシン耐性菌が漏出すること	なし
(ク)	ディフェンシン耐性菌が増殖すること	なし
(ケ)	増殖したディフェンシン耐性菌が周辺環境に影響を与えること	なし
(コ)	増殖したディフェンシン耐性菌が周辺環境に影響を与えるばかりか植物にまで影響を与えること	なし
(サ)	増殖したディフェンシン耐性菌が周辺環境に影響を与えるばかりか動物にまで影響を与えること	なし
(シ)	増殖したディフェンシン耐性菌が周辺環境に影響を与えるばかりかヒトにまで影響を与えること	なし
(ス)	当該影響を与えられるべき「ヒト」に原告らも含まれること	顕著な事実
(セ)	当該影響が、法的意味における「損害」となりうること	なし

- 2 被告としても、本件鑑定の結果により、本件訴訟の至当な解決が導かれることを期待する次第である。
- 3 もっとも、原告らには、これまで、本件GMイネの株元の水を採取する際に、双方合意の上決定した採取条件等を突如蒸し返したり（原告平成18年9月14日付「水田水の採取に関する意見書」参照）、本件鑑定方法に関し原告らが7ヶ月以上にわたり固執した「生物検定法」を簡単に撤回するなどした前歴（被告準備書面（29）参照）があり、本件訴訟は、原告らのかような態度により議論が錯綜したという経緯が存在する。
- 4 そこで、本件鑑定結果が提出された後においても、なお、議論が錯綜する

ことを予め防ぐべく、本書面においては、本件鑑定結果毎に、それぞれの
場合における今後の訴訟進行に関する被告意見を詳述する。

第2 本件鑑定後における訴訟進行に関する被告意見

- 1 本件鑑定機関より「水田水からカラシナ・ディフェンシンが検出されず、
且つ本件GMイネの体内において生産されたカラシナ・ディフェンシンは
その茎葉から体外に漏出しない」旨の鑑定結果が提出された場合
 - (1) 本件鑑定機関より「水田水及び本件GMイネからは、カラシナ・ディ
フェンシンは検出されない」旨の鑑定結果が提出された場合、言うま
でもなく「原告らにおいて立証すべき事実」中、(イ)の過程における
事実の不存在が確定する。
 - (2) これにより、原告らの「新潟産米という高品質ブランドの毀損による
販売量・販売額の低下、耐性菌の増加による将来の生産コストの増加
等、農業従事者としての生産基盤を一挙に失わせ、回復不能の損害を
蒙る」、「本GMイネの実験栽培により交雑が起きる危険があることや
ディフェンシンという抗菌たんぱく質に対する耐性菌の発生の危険が
あること等から、コメの安全な生産、地球環境の保全、生物多様性の
維持等について強い危惧を覚える」旨の主張は、原告らの想像に基づ
く主観的危惧にすぎなかったことが明らかとなり、本件訴訟は、損害
論その余の争点を審理するまでもなく棄却判決が導かれる。
 - (3) したがって、前記鑑定結果が提出された場合、被告としては、直ちに
本件訴訟を結審頂き、貴庁より原告らの請求を棄却する旨の判決を賜
わりたく、本書をもって意見する次第である。
 - (4) なお、前記結果が提出された場合、原告らは、原告ら準備書面(18)
等で予告する「検出下限論」に関する主張を試みる事が考えられる。

- (5) しかしながら、本件鑑定につき最も適切な機関として決定された本件鑑定機関が「漏出しない」と判断した結論に対し「現代の技術では明らかにできないが、本当は漏出しているかもしれない」旨の主張を強行する原告らの態度は、現代の科学では発見することはできないが、私は、地球外生命体の存在を信じ、人類に悪影響を与えるとの立場に固執するに等しく、およそ検討に値しないことを付言する。
- 2 本件鑑定機関より「(1)水田水からは、カラシナ・ディフェンシンは検出されない。(2)本件GMイネの体内において生産されたカラシナ・ディフェンシンはその茎葉から体外に漏出するが、その量が微量であるため計測することはできない、あるいは、本件GMイネの体内において生産されたカラシナ・ディフェンシンはその茎葉から体外に漏出し、その量は〇〇である」旨の鑑定結果が提出された場合
- (1) 次に、「本件GMイネの体内において生産されたカラシナ・ディフェンシンはその茎葉から体外に漏出するが、本件GMイネ株元の水田水からは、カラシナ・ディフェンシンは検出されない」旨の鑑定結果が提出された場合、「原告らにおいて立証すべき事実」中、(エ)の過程における事実の不存在が確定する。
- (2) すなわち、万が一、本件GMイネの茎葉からカラシナ・ディフェンシンが漏出したとしても、「本件GMイネ株元の水田水からカラシナ・ディフェンシンが検出されない」以上、カラシナ・ディフェンシンが自然界に存在する様々な菌と接触することが不可能であると結論づけられるからである。
- (3) したがって、前記鑑定結果が提出された場合、「原告らにおいて立証すべき事実」中、(オ)以下を審理するまでもなく、原告ら請求に理由がないことが明白となるのである。

- (4) この場合、被告としては、直ちに本件訴訟を結審頂き、貴庁より原告らの請求を棄却する旨の判決を賜わりたく、本書をもって意見する次第である。
- (5) なお、このように、「水田水実験（平成19年10月5日付本件鑑定決定書「1」記載の実験）」と「浸せき実験（同「2」記載の実験）」の結果が異なった場合に、「水田水実験」の結果を優先すべきであることは、以下の理由によっても導かれる。
- (6) すなわち、「浸せき実験」によれば、本件GMイネの茎葉に傷をつけた（「イネの成苗の分けつ茎などの葉にキズを付ける」平成19年10月5日付本件鑑定決定書添付「意見書（原告ら）」5頁）、本件GMイネを浸せきする水に、水田水ではなくナトリウムイオン等を添加した溶液を使用したり（「超純水に水田水並みの濃度のNaイオン、Caイオンを添加」同決定書添付「意見書（原告ら）」4頁）するなど、自然条件を無視した特異な人為的環境において、漏出が容易な条件・方法の下にカラシナ・ディフェンシンの漏出の有無を検証したものである。
- (7) かように自然条件を無視した人為的な条件下におけるカラシナ・ディフェンシン漏出の事実は、自然条件そのものである本件圃場の水田水中のディフェンシンの有無を直接確認した「水田水実験」に比べれば、本件争点の判断にあたって、間接的な立証という位置づけを免れえない。
- (8) したがって、両実験において異なる結果が出た場合においては、当然ながら、本件争点を直接立証する「水田水実験」結果を採用すべきであることは疑義を容れない。
- (9) この点、原告らも、本件訴訟第5回弁論準備手続において、貴庁が重

要視した「水田水実験」につき、「GMイネの株元の水を採取し、冷凍保存することに異議はない」と陳述し、「水田水実験」の実施方法の妥当性及びその結果の正当性等につき異議がないとの立場を明確にしていることから、前記鑑定結果が提出された後の訴訟進行に関する上記被告意見についてご同意頂けるものと思料する。

- 3 本件鑑定機関より「(1)水田水からカラシナ・ディフェンシンが検出されたが、その量が微量であるため計測することはできない。(2)本件GMイネの体内において生産されたカラシナ・ディフェンシンはその茎葉から体外に漏出するが、その量が微量であるため計測することはできない」旨のいずれか、あるいは双方の鑑定結果が提出された場合
- (1) 「水田水、本件GMイネのいずれか、あるいは双方からカラシナ・ディフェンシンが検出あるいは漏出しているようであるが、その量が微量であるため計測することはできない」旨の鑑定結果が提出された場合、「原告らにおいて立証すべき事実」中、(イ)の過程における事実の不存在が確定する。
- (2) すなわち、原告らは、「カラシナ・ディフェンシンの大量生産・漏出」を前提とした前記「原告らにおいて立証すべき事実」を主張していることから（原告ら準備書面（2）別表、同準備書面（5）14頁等）、かように「計測不可能なほど微量のカラシナ・ディフェンシンしか漏出していない」旨の鑑定結果が提出された場合、「原告らにおいて立証すべき事実」中、(ウ)以下を審理するまでもなく、原告ら請求に理由がないことが明白となる。
- (3) したがって、前記鑑定結果が提出された場合、被告としては、直ちに本件訴訟を結審頂き、貴庁より原告らの請求を棄却する旨の判決を賜わりたく、本書をもって意見する次第である。

- (4) なお、前記鑑定結果が提出された場合、原告らは、「計測不可能なほど微量のカラシナ・ディフェンシンしか漏出していない」が、「これにより『原告らにおいて立証すべき事実』中、(ウ)以下の事実が生じる恐れが高まった」旨の主張を試みる事が想定される。
- (5) しかしながら、当該鑑定結果は、既に被告が被告準備書面(8)にて詳述したように、本件GMイネより漏出したカラシナ・ディフェンシンは、ダイコンから容易に漏出しているダイコン・ディフェンシンとの比較においても危険性は一切存在しないことの証明となる一方で、何ら原告ら主張を裏付けることとならないことを付言する。

4 本件鑑定機関より「(1)水田水からカラシナ・ディフェンシンが検出され、その量は〇〇である。(2)本件GMイネの体内において生産されたカラシナ・ディフェンシンはその茎葉から体外に漏出し、その量は〇〇である」旨の双方の鑑定結果が提出された場合

- (1) 万が一、「水田水、あるいは本件GMイネより〇〇量のカラシナ・ディフェンシンが検出あるいは漏出する」旨の鑑定結果が提出された場合であっても、「原告らにおいて立証すべき事実」中、(イ)の過程における事実のうち「本件GMイネ内部で生産されたカラシナ・ディフェンシンのうち、〇〇量がイネの外部に漏出する」事例が確認されたにすぎない。
- (2) したがって、原告らは、今後、「何との比較において『大量』と判断されるカラシナ・ディフェンシンが漏出したのか」という点も含め、「原告らにおいて立証すべき事実」中、(ウ)以下の立証を行う必要があるものと思料する。
- (3) 一方で、被告は、「万が一、カラシナ・ディフェンシンに対する耐性菌が発生しても、直ちに原告らを含む動物に影響を与えるカラシナ・デ

ィフェンシン耐性菌の発生に繋がらないこと（いわゆる交叉耐性の問題）」を含む「原告らにおいて立証すべき事実」中、(ウ)以下に関する反論ないし意見提出を行う予定である。また、前記「原告らにおいて立証すべき事実」中、(ウ)以下に関する審理を尽くす過程において必要不可欠な鑑定の申出等、適宜の証拠方法の提出を検討する予定である。

- (4) すなわち、本件GMイネより漏出したカラシナ・ディフェンシンから「原告らに法的意味における損害が生じるほど強力な『原告らを含む動物にも影響を与えるディフェンシン耐性菌』」が発生するか否かを審理するためには、科学的専門的知見を有する者あるいは機関による「原告らにおいて立証すべき事実」中、(ウ)以下の各過程に関する鑑定等が必要不可欠であり、本件訴訟解決にあたっては、今後、この点の審理を尽くさなければならないことは当然である。
- (5) したがって、万が一、「水田水と本件GMイネ双方より〇〇量のカラシナ・ディフェンシンが検出あるいは漏出する」旨の鑑定結果が提出された場合、原告らの立証の準備を待ち、しかるべき立証計画等の協議を経て、鑑定を含む適宜の証拠調べ方法を実施する必要があるものと思料する。
- (6) なお、耐性菌出現の問題に関しては、原告ら代理人（柳原敏夫代理人）自身、日弁連主催第18回夏期消費者セミナー「食の安全を考える」会において、「カラシナ・ディフェンシンに対する耐性菌がすぐにヒトやその他の生き物に対する耐性をもつ訳ではない」旨の意見を呈し、「原告らにおいて立証すべき事実」中、(ウ)以下の事実の存否につき懐疑的な立場を示しており、同(ウ)以下の認定を慎重に行うべきであるとの立場を示しているとも思われることから、原告らも前記訴訟進

行にご同意頂けるものと思料する。(乙109号証8頁)

第3 付記

ところで、被告における平成18年度遺伝子組換えイネ実験は、いわゆるカルタヘナ法外関係諸法令の手続をいずれも踏襲し、全て終了している。したがって、原告ら請求の趣旨1「被告は、平成18年4月から被告の北陸研究センター(所在地—新潟県上越市稲田1-2-1)に付設された高田圃場において予定しているカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培をしてはならない」については、既に訴えの利益が消滅していることを付言する。

以上